

「加入者掛金額変更届(第1号被保険者・任意加入被保険者用)」の記入要領

▼この届出書「加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】(第1号被保険者／任意加入被保険者用)」は、次のすべてを満たす場合にご利用いただけます。

- ☑ 掛金を「毎月定額」で積み立てている。
- ☑ 制度改正前(2026年11月末まで)の拠出限度額より多い額となるよう掛金額を引き上げる。
- ☑ 2026年12月分(2027年1月引落)から掛金額を変更したい。

※これらの要件を満たさない場合は、2026年12月1日以降に、e-iDeCo(マイナポータルを活用したiDeCoご契約者様向けのオンライン手続きサービス)または通常の届出書「加入者掛金額変更届」でのお手続きとなります。

※この届出書は、2026年12月分(2027年1月引落)からの掛金額を変更するためのものです。

- ▶ 国民年金基金の掛金月額の変更、付加保険料の変更はできません。
- ▶ 氏名・住所や国民年金の被保険者種別等その他の項目を変更することはできません。

加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】
(第1号被保険者／任意加入被保険者用)

【毎月定額 事前受付専用】

加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】
(第1号被保険者/任意加入被保険者用)

- ・この届出書は掛金を毎月定額拠出中のご加入者様が、令和8年12月施行に伴い、令和8年12月分(令和9年1月引落し)より、掛金額を事前に変更するための専用様式です。
- ・この届出書で国民年金基金の掛金月額の変更、付加保険料の変更はできません。
- ・ご加入者様の運営管理機関あてに、令和8年10月末までにご提出ください。

【ご注意いただきたい点】

- ・この届出書は令和8年12月1日施行前の拠出限度額(※1)より多い額となるよう、掛金額を引き上げる場合にご利用いただける事前受付専用様式です(※2)。
- ・(※1) iDeCoのみ加入されている方は68,000円、国民年金基金とiDeCoの両制度に加入されている方は合算で68,000円、付加保険料を納付されている方は67,000円
- ・(※2) 上記の条件を満たさない場合は、令和8年12月以降にe-iDeCo(マイナポータルを活用したiDeCoご契約者様向けのオンライン手続きサービス)または通常の届出書(加入者掛金額変更届)でのお手続きとなります。なお、月別指定(年単位)拠出への掛金額変更もご希望の場合は、e-iDeCoではお手続きいただけません。これらのお手続きの場合のお手続き時期と方法は、ご加入者様の運営管理機関にお問い合わせください。
- ・国民年金基金の掛金月額と、iDeCoの掛金額の合算で75,000円を超えた場合、iDeCoの掛金額の変更はできません。
- ・令和8年11月分(12月引落し)までは、現在設定している掛金額の引落としが行われます。
- ・この届出書に提出後に被保険者種別に変更があった場合、今回の変更内容が反映できず、別途お手続きが必要になる場合があります。
- ・この届出書を複数回ご提出されたり、この届出書と令和8年12月にe-iDeCoで重複してお手続きをされたり、ご希望の掛金額へ変更できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※この「届出書」でのお手続きの受付は2026年10月末までとなります。記入内容に誤り等があった場合は、内容の訂正が間に合わず、掛金額変更の事前受付ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

この「届出書」およびこの届出書による「掛金額の変更手続き」に関して「ご注意いただきたい点」をまとめております。
ご記入の前に必ずご確認ください。

基礎年金番号や氏名・住所、生年月日等と被保険者種別(第1号・任意加入被保険者の別)をご記入いただく欄です。
ご記入にあたっては、裏面の記入例をご参照ください。

変更後の掛金額(2026年12月からの掛金額)をご記入いただく欄です。
変更後の掛金額は、**現在の上限額～75,000円(◆)**の範囲内の金額をご記入ください。

◆国民年金基金に加入している場合または国民年金の付加保険料を納付している場合は、制度改正前後の上限額が異なります。
B欄でこれら制度への加入有無をご確認ください。

ご記入にあたっては必ず裏面をご確認ください

A

B

B

A

B

国民年金基金運用者あて		届出区分 掛金額変更	
基礎年金番号	氏名	生年月日	性別
アガナ		5:昭和 7:平成	1:男 2:女
住所			
アガナ			
〒		連絡先電話番号()	
都道府県	市区町村		
☐ 第1号被保険者 ☐ 任意加入被保険者			
掛金区分	掛金額変更理由	☒ 掛金を毎月定額で納付します ☐ 令和8年12月iDeCo掛金上限額変更に伴う変更	

個人型年金掛金額

毎月の掛金額

0 0 0

*「毎月の掛金額」欄は、現在の上限額(上部枠内の※1参照)～75,000円の範囲内でご記入ください。

下記の①、②に該当する方は、□にチェックの上、①については国民年金基金の掛金月額をご記入ください。

(いずれの制度も、国民年金保険料に上乗せして納付する、任意加入の制度です。また、付加保険料と国民年金基金の両制度を同時に納付することはできません。)

☐ ①国民年金基金に加入している	国民年金基金の掛金月額 0 0 0	☐ ②付加保険料を納付している
---	----------------------	--

※ iDeCoの掛金額は、国民年金基金の掛金月額と合算で75,000円の範囲内でご記入ください。

※ 令和8年12月施行に合わせ、国民年金基金の掛金月額を引き上げる場合は、引き上げ後の掛金月額をご記入ください。【なお、国民年金基金の掛金月額変更は、別途、現在加入されている国民年金基金あてにお届けいただく必要があります。】

iDeCoの拠出限度額は「国民年金基金の掛金月額」または「国民年金の付加保険料」との合算枠となります。いずれかの制度にご加入の場合は、該当する制度にチェックを入れてください(国民年金基金の場合は掛金月額をご記入ください)。

※必ず裏面の説明をご確認のうえ、ご記入ください。

記入例

加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】 (第1号被保険者／任意加入被保険者用)

▼ご記入いただく項目は、以下の3か所です。

この記入例をご参照のうえ、記入漏れや記入誤り等のないようご記入ください。

1 基礎年金番号、氏名（漢字・フリガナ）、生年月日、性別、住所（漢字・フリガナ）、
連絡先電話番号

該当の国民年金の被保険者種別

▶第1号被保険者または任意加入被保険者のいずれかにチェック（レ）を入れてください。

2 個人型年金掛金額（千円単位）

▶2026年12月からの掛金額（変更後の掛金額）をご記入ください。

3 「国民年金基金に加入」または「国民年金の付加保険料を納付」の有無

▶該当する方にチェック（レ）を入れてください。

▶国民年金基金に加入している方は掛金月額をご記入ください。

国民年金基金の月額掛金
または付加保険料の有無
により、iDeCo掛金の
拠出限度額が異なります
のでご注意ください。

国民年金基金加入者用

届出コード 届出区分

基礎年金番号 氏名 生年月日 性別

1234-567890 年 金 一 郎 昭和 49 年 10 月 10 日 男

フリガナ トウキョウト マルマルク サンカクサンカク 1-23-45 シカクシカクマンション 678ゴウ

〒123-4567 連絡先電話番号 (12-3456-7890)

東京 府 県 市 町 村 ΔΔ 1-23-45 □□マンション678号

該当の被保険者種別の□にチェックをご記入ください

☒ 第1号被保険者 ☐ 任意加入被保険者

掛金額区分 ■：掛金を毎月定額で納付します 掛金額変更理由 ■：令和8年12月iDeCo掛金上乗額変更に伴う変更

2 個人型年金掛金額 毎月の掛金額 * 5 6 0 0 0

*1 毎月の掛金額欄は、現在の上限額（上乗額内の※1参照）～75,000円の範囲内でご記入ください。

3 下記の①、②に該当する方は、□にチェックの上、①については国民年金基金の掛金月額をご記入ください。
(いずれの制度も、国民年金保険料に上乗せして納付する、任意加入の制度です。また、付加保険料と国民年金基金の両制度を同時に納付することはできません。)

☒ ①国民年金基金に加入している 国民年金基金の掛金月額 1 8 4 0 0

※ iDeCoの掛金額は、国民年金基金の掛金月額と合算で75,000円の範囲内でご記入ください。
※ 令和8年12月施行に合わせ、国民年金基金の掛金月額を引き上げる場合には、引き上げ後の掛金月額をご記入ください。(なお、国民年金基金の掛金月額変更は、別途、現在加入されている国民年金基金会にお届けいただく必要があります。)

☐ ②付加保険料を納付している

※ 付加保険料を納付している方は、74,000円の範囲内でiDeCoの掛金額をご記入ください。

●すべての項目を漏れなくご記入ください。

※氏名と住所のフリガナも忘れずにご記入ください。

●「基礎年金番号」は、年金手帳または基礎年金番号通知書等でご確認のうえ、正確にご記入ください。

※ご不明な場合は日本年金機構にお問い合わせください。

※確定拠出年金の加入者番号（00から始まる番号）を誤って記入されないようご注意ください。

●該当の「国民年金の被保険者種別（第1号被保険者または任意加入被保険者）」にチェック（レ）を入れてください。

●「①国民年金基金に加入している方」または「②国民年金の付加保険料を納付している方」は該当する方の□にチェック（レ）を入れてください。

●「国民年金基金に加入している方」は、チェック（レ）と併せて「国民年金基金の掛金月額」を記入してください。

※いずれの制度も国民年金保険料に上乗せして納付する任意加入の制度です。両方の制度を同時に利用することはできません。

※2026年(令和8年)12月から国民年金基金の掛金月額を変更される場合は、変更後の掛金月額をご記入ください
(国民年金基金の掛金月額変更は、ご加入の国民年金基金にお申出ください)。

●変更後の掛金額は

『制度改正前の拠出限度額』超
『制度改正後の拠出限度額』以下の金額をご記入ください。

※iDeCo掛金の拠出限度額は、国民年金基金の掛金月額や国民年金の付加保険料と合算しての限度額となります。

ポイント！

▼変更後の掛金額は、下表の『制度改正前の拠出限度額』を超える額と『制度改正後の拠出限度額』の範囲の千円単位の額を設定してください。

iDeCo加入の状況	制度改正前の拠出限度額	制度改正後の拠出限度額
iDeCoのみ	68,000円	75,000円
iDeCo+国民年金基金(※1)	合算で68,000円	合算で75,000円
iDeCo+国民年金の付加保険料(※2)	67,000円	74,000円

※1 iDeCo掛金の拠出限度額は、国民年金基金の掛金月額を差し引いた額（千円単位）となります。

※2 国民年金の付加保険料は、月額400円です。拠出限度額は、400円を差し引いた額かつ千円単位の額となります。